

STOP! 転倒災害
プロジェクト

転倒災害について



厚木労働基準監督署

▶ **職場でこんなことありませんか？**



床が水で濡れていて滑った!!



梱包用のバンドにひっかかって転んだ!!



雨の日に滑って転んだ!!



階段を踏み外した!!



電源コードにひっかかって転んだ!!

▶ **仕事中なら、これらは全て労働災害です！**

厚木労働基準監督署管内の労働災害発生状況 (平成30年8月末日現在)

平成30年発生 労働災害の特徴

(1) 神奈川労働局管内の労働災害発生状況

- ・ 県下全体で、死傷災害が3,796件。(うち、死亡災害 21件)
- ・ 昨年同時期よりも、死傷災害が324件増加。死亡災害も3件増加。
- ・ 神奈川労働局管内全労働基準監督署(12署)のうち、11署において、大幅な増加。
- ・ 労働災害が減少している地域は…
- ・ 厚木労働基準監督署管内では…

厚木労働基準監督署管内
(県央地域)

死傷災害 514件 (昨年同時期ー53件 (ー9.3%) 減少)

死亡災害 0件 (過去10年間で一度もなかったこと。)

厚木労働基準監督署管内の労働災害発生状況 (平成30年8月末日現在)

(2) 厚木労働基準監督署管内で発生している労働災害の特徴

① 業種別

	平成30年	増 減	平成29年
製 造 業	115件	+ 3件	112件
建 設 業	40件	- 1件	41件
陸上貨物運送事業	108件	- 7件	115件
・道路貨物運送	86件	+ 9件	77件
・陸上貨物取扱	22件	-16件	38件
商 業	74件	-13件	87件
・小 売 業	53件	-11件	64件
保 健 衛 生 業	29件	-17件	46件
・社会福祉施設	21件	-10件	31件
飲 食 業	15件	-16件	31件

厚木労働基準監督署管内の労働災害発生状況 (平成30年8月末日現在)

(2) 厚木労働基準監督署管内で発生している労働災害の特徴

② 事故の型別 (ワースト5)

	平成30年	増 減	平成29年
転 倒	124	17	107
墜落・転落	79	-3	82
動作の反動・無理な動作	78	-27	105
はさまれ・巻き込まれ	48	-30	78
飛来・落下	36	3	33

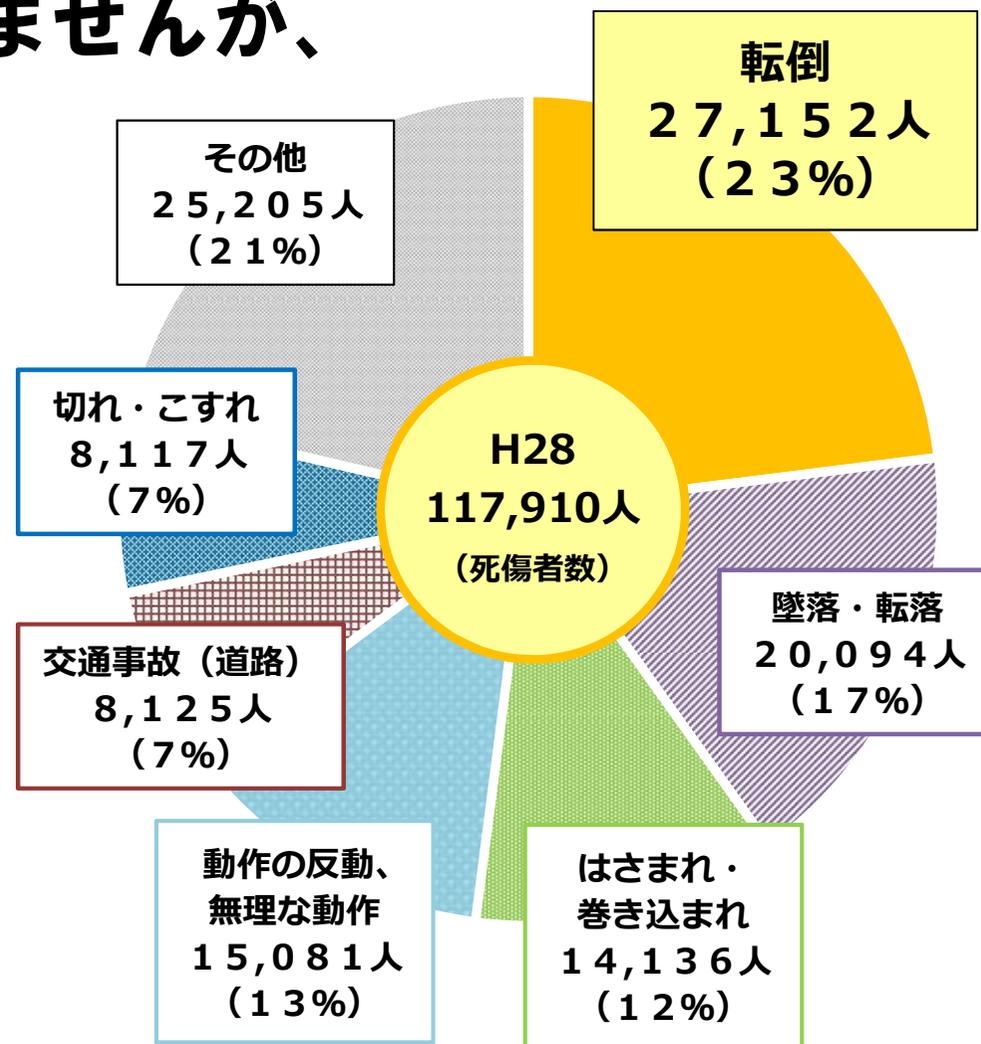
厚木労働基準監督署管内の労働災害発生状況 (平成30年8月末日現在)

③ 転倒災害発生業種 (重点業種)

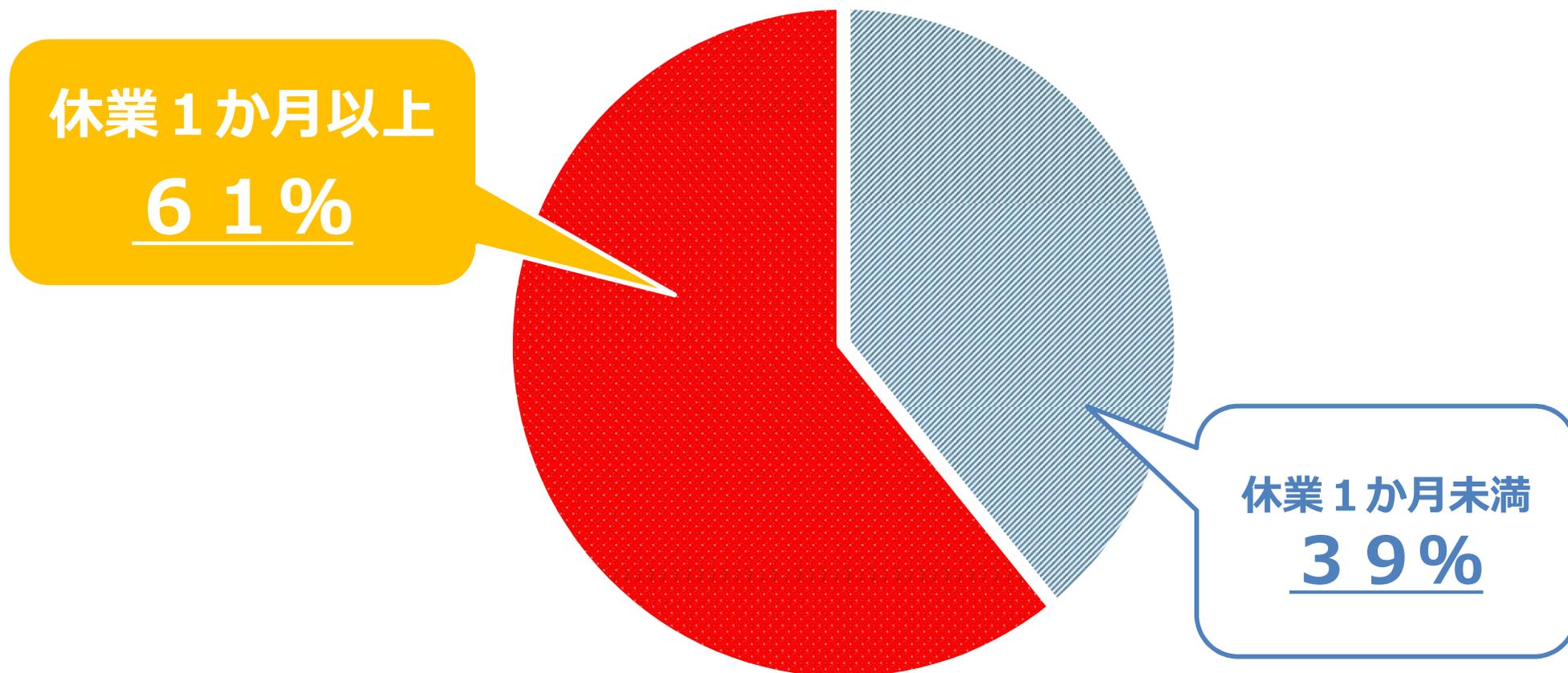
食料品製造業 5件 (-5件)

	平成30年	増 減	平成29年
製 造 業	27	+10	17
建 設 業	5	+ 2	3
陸上貨物運送事業	19	-5	24
・道路貨物運送	15	-1	16
・陸上貨物取扱	4	-4	8
商 業	20	+ 1	19
・小 売 業	16	2	14
保 健 衛 生 業	12	+ 1	11
・社会福祉施設	10	2	8
飲 食 業	7	+ 2	5

- ▶ 転倒しただけで労働災害につながるという
大きさに思われるかもしれませんが、
- ▶ 仕事中に転倒したことで
4日以上仕事を休む方が
年間3万人近くいます。
- ▶ 約4分の労働時間に1人
の頻度で、転倒災害
(休業4日以上)が発生
している計算になります。
- ▶ 平成28年の労働災害による
死傷者数は、こちらです→



- ▶ また、休業期間が長期におよぶこともあり、
- ▶ 4日以上仕事を休まれる方の約6割の方が、1か月以上の休業となっています。



I 転倒災害における安全衛生上の問題点 (監督指導・安衛個別指導結果等から)

1 「安全衛生管理体制」の問題点!

(1) 労働者数 50人以上の事業場

- ・安全管理者
- ・衛生管理者
- ・産業医
- …選任義務付け

・選任されていない事業場が多いか、又は、選任されていても、法令に定められている職務権限を完遂できていない状況が見受けられる。

・衛生管理者免許試験は、**11月18日(日)神奈川地区出張試験**が実施されます。
郵送受付 7/2~8/3 神奈川労務安全衛生協会 045-662-5965

(2) 労働者数50人未満の事業場

- ・安全衛生推進者が選任されていない。
- ・地域産業保健センターの医師による健康診断の事後措置対策未実施。
- ・店長が、安全衛生管理のトップであるとの認識が低い状況にある。

- ・産業医を選任していない事業場の多くは、長年にわたり未選任の状態が続き、産業医が実施すべき法定事項が実施されずにいること。
- 特に… ①健診有所見者に対する事後措置が未実施。
- ②衛生委員会が実施されていないか、委員に選任されていない。
- ③施設長の多くは、法令遵守に対する認識が低い。
- ④様々な法令違反が生じており、各行政機関からも指導を受けている。

2 「安全衛生委員会」等の問題点！

(1) 労働者数50人以上の事業場では・・・

①安全衛生委員会が毎月1回以上開催されていないこと。

②安全衛生委員会の構成委員が、法令に基づく内容となっていないこと。

①委員長が、事業場を統括する者が委員となっていない。

②衛生管理者や産業医が衛生委員会の構成委員となっていない。

③委員長以外の委員の過半数が、労働者側委員となっていないこと。

③労働災害発生後、原因究明や再発防止対策を話し合っていないこと。

④安全衛生委員会での「調査審議事項」を明確にしていなかったため、委員会で話し合いが行われていない。

(2) 労働者数50人未満の事業場では・・・

①安全衛生委員会の設置義務がないため、労働災害発生後に具体的な原因究明や対策が行われていない。

②食料品製造業で発生した労働災害の多くは、「転倒災害」となっており、単なる労働者の不注意によるものとして、処理されがちだが、労働災害の原因を分析していくと、作業靴がすべりやすいものであったり、床が濡れていたり、台車と一緒に転倒しており、単に労働者の不注意や行動災害のみによるものではないこと。

③安全衛生委員会の法的な設置義務はないが、安全衛生委員会に準じた「安全衛生懇談会」などの組織を構築して、安全衛生に関し労働者から意見を聴く場を設けた方が望ましい。

詳しくは、
安全衛生委員会自主点検表
を参照下さい

労働災害が発生した場合の問題点

労働安全衛生法第119条(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

- ・ 特別教育を行わなかった場合。
- ・ 作業環境測定を行わなかった場合など。

労働安全衛生法第120条(50万円以下の罰金)

- ・ 総括安全衛生管理者、安全・衛生管理者、安全・衛生推進者未選任
- ・ 安全・衛生委員会を設けなかった場合
- ・ 安全衛生教育を行わなかった場合 など

刑法第221条(5年以下の懲役・禁固又は100万円以下の罰金)

- ・ 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合

被災者や遺族から、損害賠償を請求されることがあります。

労災保険は、慰謝料や損害の全てをカバーしていない為、労災保険給付金額を超える請求が求められ、民事上の損害賠償の責任を負います。

【事業者が問われる責任】

- ・ 不法行為責任、安全配慮義務違反

判例：プレス加工の作業に従事していた女性パートタイマーに、右手第2・第3指を第二関節から切断する事故が発生。会社に、安全配慮義務違反があったとして、954万7725円の支払を命じた。(横浜地裁 昭和53年)

刑事上の責任

労働安全衛生法違反
業務上過失致死傷罪

民事上の責任

不法行為責任や安全配慮
義務違反による損害賠償

行政上の責任

作業停止・使用停止等の
行政処分

労働災害

補償上の責任

労働基準法および労働者災害
補償保険法による補償

社会的な責任

企業の信用低下
存在基盤の喪失

労働安全衛生法違反、労働災害発生危険が切迫して場合は、機械設備の使用停止や作業停止等の行政措置を受ける場合があります。

第三次産業では、特に、食料品小売業や飲食店等の調理場にある食料品加工用機械で、使用停止命令等の措置が講じられている。

直接コスト

「損害賠償」に記載した被災者・遺族への補償、原因調査や設備改善等のコストが発生する。

間接コスト

各種報道等により、公になると企業の信用低下、取引先からの取引停止、売上減少、人材確保が困難になることも考えられます。

※ 間接コストは、直接コストの約4倍にもなる恐れも!

転倒災害の再発防止に向けた問題点整理

ここが・・・ポイント！

- ① 業種を問わず、類似した労働災害が発生している。
- ② 労働災害情報や再発防止対策等について、情報が共有化されておらず、同様な災害が繰り返し発生していること。
- ③ スタッフ全員による労働災害防止対策を確立する必要があること。
- ④ 他の業種・業界等で取り組む安全衛生対策について、転倒災害発生時の問題点の情報を共有化する必要があること。
- ⑤ 各ラインおよび施設等の責任者が常に安全衛生意識の高揚に取り組む必要があること。
- ⑥ **職長教育**の受講を5年に1回実施していない事業場が多く最新の安全衛生対策の情報や地域で生じている問題点等の情報共有化が図られていない。

全業種で取り組む 安全衛生活動の内容！

1 安全衛生委員会活動等の活性化

事業場における安全衛生水準の向上には、事業場トップ及び労働災害防止の当事者であり現場を熟知している労働者が参画する安全衛生委員会等の活性化が必要です。

安全衛生委員会として、成果を高めるためには、各職場に対する指示、命令を統制された組織系統に定められたルールに基づき、適切に実践させていく必要があります。

委員会は、安全衛生活動を展開する上で、下部機関や組織への指示を統率するいわゆる司令部的役割を果たさなくてはなりません。

2 安全衛生活動に必要なルールづくり

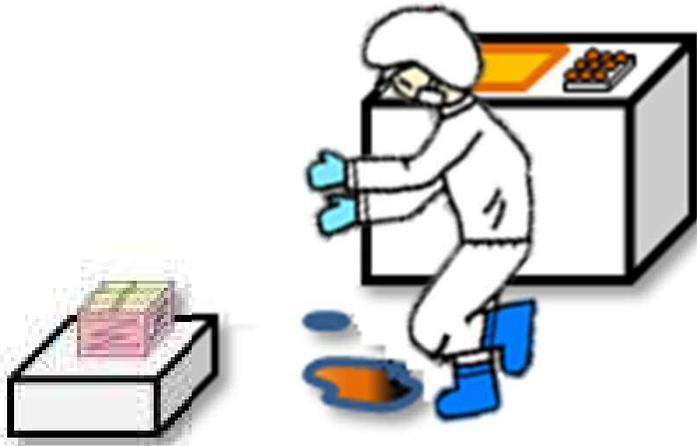
安全衛生管理規程による職場のルールを確立し、作業者の安全行動の徹底、設備・作業環境の確保、改善、是正等について、職場から付議された事項について、委員会において問題点を十分討議・検討し、下部機関に対して適切な対応を明示する等、上部機関としての自覚を持たなければなりません。

安全衛生管理規程に基づきながら、安全衛生委員会規程、安全衛生規程等を作成します。

このほか、安全衛生委員会において、作業標準を作成し、4S活動、KY活動への取り組みを計画・実行して行かなくてはなりません。

- ▶ 転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。
- ▶ 1つめは「滑り」です。

床の素材が滑りやすいものであったり、
床に水や油などが残ったままの状態であったりすると、
滑って転倒しやすくなります。



滑り

転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。

▶ 2つめは「つまずき」です。

床に凹凸や段差があり、つまずいて転倒したという例が多くあります。

また、放置されていた荷物や商品などにつまずいたというケースがあります。



つまずき

転倒災害には3つの典型的なパターンがあります。

▶ 3つめは「踏み外し」です。

大きな荷物を抱えて階段を下りるときなど、足元が見えづらいときに足を踏み外し、転倒することがあります。

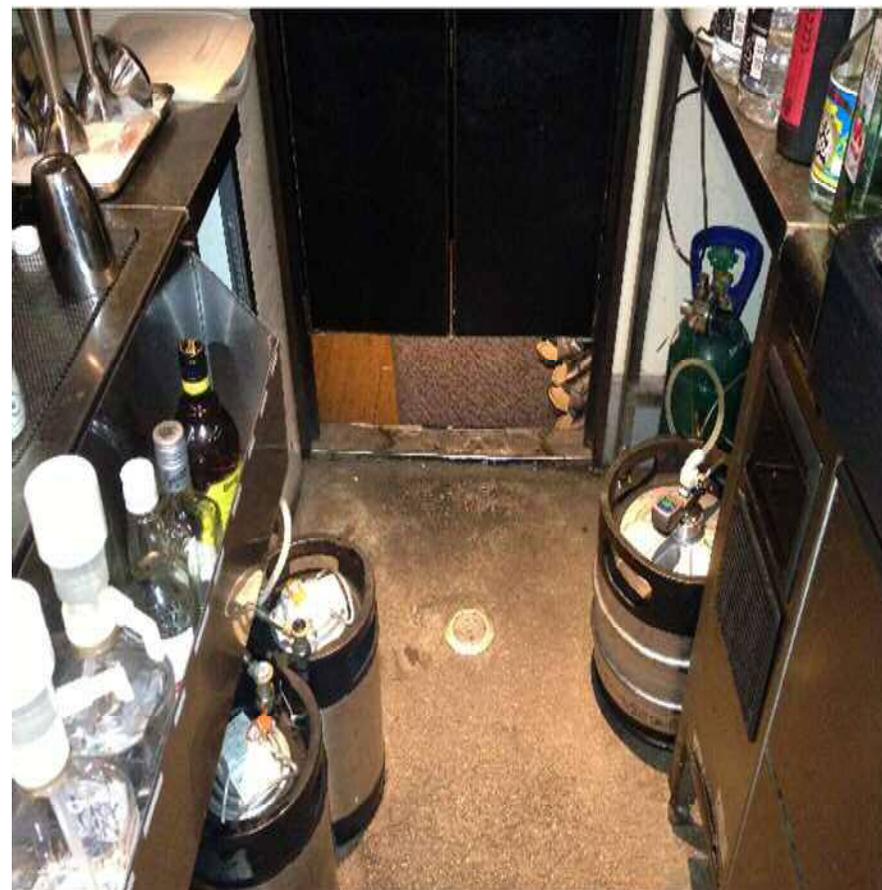
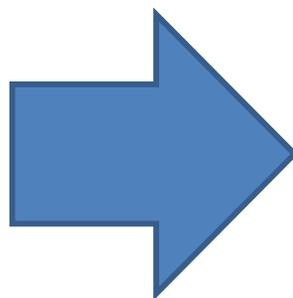


踏み外し

- ▶ 日頃から整理・整頓・清掃・清潔に取り組むことが、転倒災害を防ぐためには重要です。
- ▶ 4Sと覚えてください。
例えば、歩く場所に物を放置しない、
床面の汚れを取り除く、
こうしたことが転倒災害の防止につながります。

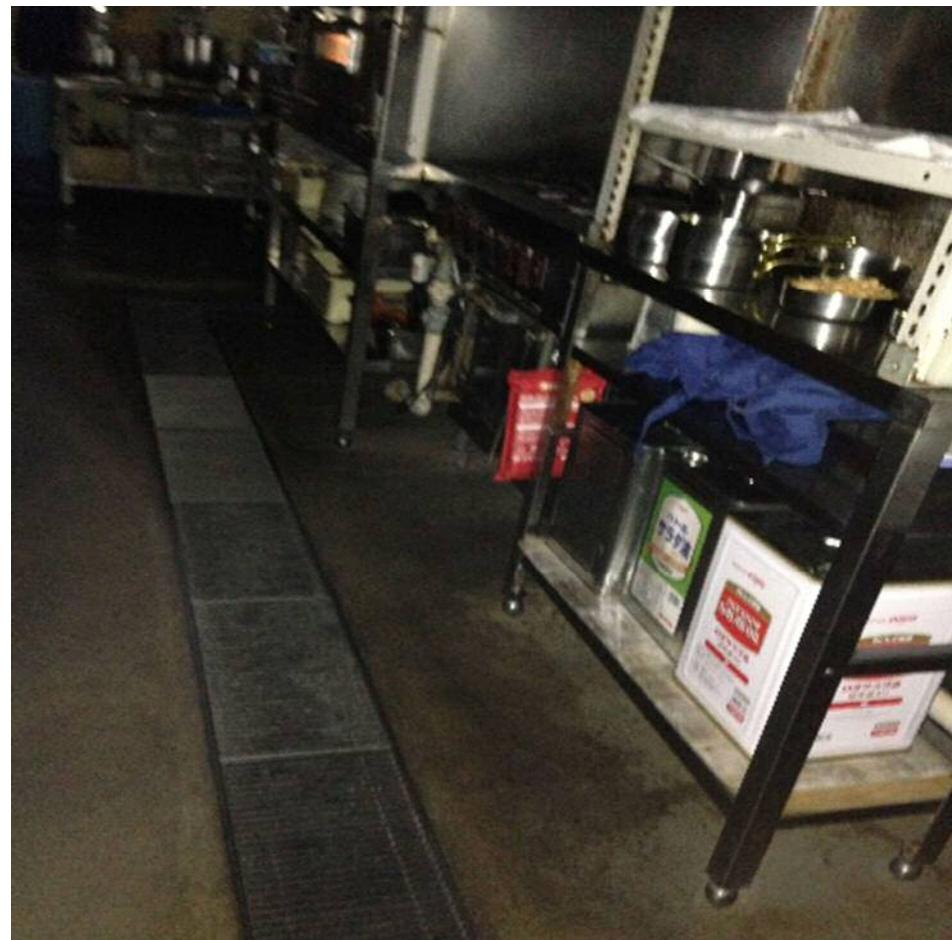


居酒屋の調理場における通路対策



ビア樽等を整理整頓することで、通路幅が広がり、安全に作業が行いやすくなった。

高級料理店の調理場における通路対策



調理場の動線上には、物が置かれていない！

- ▶ 転倒災害を防ぐためには、作業などを行う際、転倒しにくい方法で行うことも重要です。
- ▶ 例えば、時間に余裕を持って行動する、滑りやすい場所では狭い歩幅でゆっくり歩く、足元が見えない状態で作業しない、といったことです。

あせらない

急ぐ時ほど

落ち着いて

▶ また、作業に適した靴を着用することも重要です。

[POINT!]

- ① 靴の屈曲性
- ② 靴の重量
- ③ 靴の重量バランス
- ④ つま先部の高さ
- ⑤ 靴底と床の耐滑性のバランス

たいかつせい



靴底の接地面積が大きくなり安定する。 靴底の接地面積が小さく不安定。



安定した歩行ができる。 トウダウンが発生する。



ある程度のトゥスプリングの高さは必要である。

▶ さらに、靴を定期的に点検することも重要です。

例えば、靴底がすり減ることで耐滑性^{たいかつせい}は損なわれ、滑りやすくなります。



転倒災害になりやすい靴底の摩耗と点検制度の導入

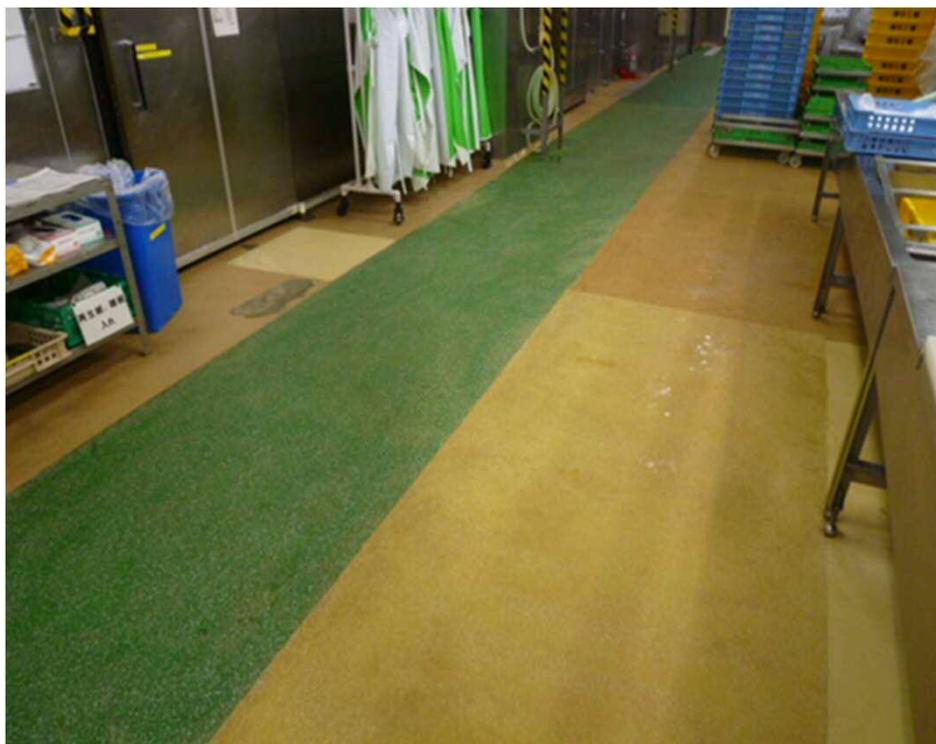


靴底の摩耗を点検していない事業場が多く、転倒災害の原因となっている。



保管方法の改善と
靴底汚れ・摩耗の点検制度の導入

床面を「ドライ化」して 転倒災害を防止している事例



① 床ドライ化状態。ドライ化が進むと濡れている箇所が目立ち始めドライ化がさらに進みます。



② 濡れる原因をなくしました。以前この前で床濡れによる転倒事故が発生していました。



③ 清掃用のホースです。水をこまめに止められるので清掃による床濡れを最小限に抑えられます。



④ 作業シンクからの排水は排水パイプにて排水溝に流すようにしています。



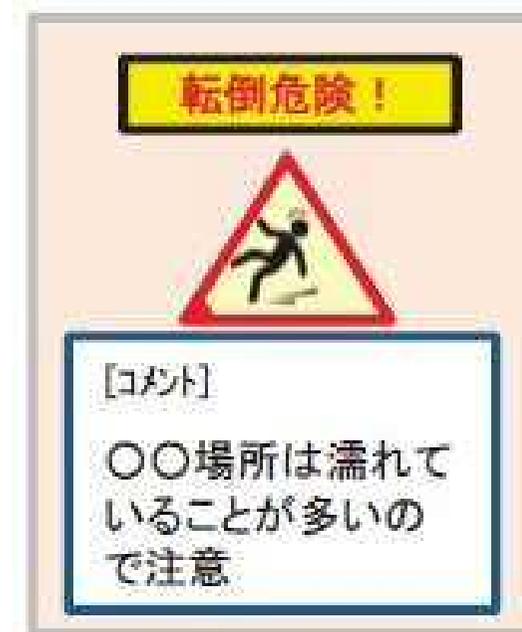
- ⑤ ドライ化により今まで長靴を履いておりましたが濡れないので短靴に変更できました。
軽くて作業負担の軽減につながります。



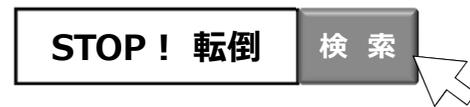
- ⑥ 金属部分は滑り止めテープで転倒防止しています。
はがれやすい部分は細かく切って貼ることにより、経費の軽減にもつながります。

- ▶ そのほかにも、
職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること、
- ▶ 転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、
注意喚起することも重要です。

<危険マップ及びマーカのイメージ>



ステッカーは↓からダウンロードすることができます。
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>



厚生労働省では、「『見える』安全活動コンクール」を実施しています。
企業・事業場で実施されている転倒災害を防止するための安全活動の創意工夫事例（見える化事例）を募集し、公開していますので、参考にしてください。



あんぜんプロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

[ホーム](#)[参加登録](#)[メンバー紹介](#)

労働災害防止のための安全活動の創意工夫事例をご応募ください!

平成
29
年度

『見える』安全活動コンクール



募集期間：平成29年9月1日～平成29年10月31日
投票期間：平成29年12月1日～平成30年1月31日
結果発表：平成30年3月上旬

[コンクールについて](#)[応募・投票方法](#)[応募作品](#) 準備中[結果発表](#) 準備中[これまでの応募作品・優良事例ページへ](#)[コンクールの趣旨・目的](#)

（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所では、滑りによる転倒災害を防止するための映像教材を作成し、公開していますので、参考にしてください。



映像教材は↓から閲覧することができます。

http://www.jniosh.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2016_05.html



まとめ

- 転倒災害には、「滑り」「つまずき」「踏み外し」の3つの典型的なパターンがあります。
- 転倒災害を防止するためには、
 - 4 S（整理・整頓・清掃・清潔）に取り組むこと
 - 転倒しにくい方法で作業すること
 - 作業に適した靴を選び、定期的に点検すること
 - 職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること
 - 転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、注意喚起すること

などが重要です。

▶ 職場の状況をチェックしてみましょう！

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業に適したものを選び、定期的に点検していますか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>